

子どもとメディアやまのうち研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 幼児及び児童生徒が電子メディア機器とどのような関わり方をしているのか、またそれについて各家庭でどのような対応をしているのか、その実態を把握し、全町的な立場で関係者が現状を認識し、改善に向けた行動や啓発の取り組みを行うことを目的として、子どもとメディアやまのうち研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 電子メディア機器との関わりや情報モラルの実態把握及びその情報共有に関する事項
- (2) 幼児及び児童生徒並びに保護者や教職員等を対象とした情報リテラシー向上のための普及啓発活動に関する事項
- (3) その他、委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者・団体をもって組織し、委員は別表第2の者をもって充て、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は委嘱を受けた当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議には、委員以外に委員長が必要と認める者の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、校長会と教育委員会が共同して行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年8月2日から施行する。

第3条第1項中「教育」を削る。

第7条中「庶務は、」の次に「校長会と」を加え、「教育委員会」の次に「が共同して行うものとする。」を加え、「事務局において処理するものとするが、校長会等も連携して事務局となる。」を削る。

別表第1（第3条関係）

各校学校長・教頭・教員代表、各校PTA代表、保育園長代表、保育園保護者代表、校医代表、学識経験者、行政

別表第2（第3条関係）

団体名	役職
山ノ内中学校	校長
	教頭
	教員代表
	PTA会長
	PTA副会長
	PTA副会長
	PTA副会長
	PTA副会長
東小学校	校長
	教頭
	教員代表
	PTA会長
	PTA副会長
	PTA副会長
南小学校	校長
	教頭
	教員代表
	PTA会長
	PTA副会長
	PTA副会長
西小学校	校長
	教頭
	教員代表
	PTA会長
	PTA副会長
	PTA副会長
保育園	保育園長代表
	志賀高原保育園保護者会長
	かえで保育園保護者会長
	ほなみ保育園保護者会長
	よませ保育園保護者会長
	すがかわ保育園保護者会長
医師	校医代表
学識経験者（助言者）	子どもとメディア信州代表
教育委員会	教育長
	教育次長
	学校教育係長
	指導主事